

介護保険制度のご利用について

介護保険制度は40歳以上の国民が納める保険料と税金で運営されており、その運営主体は市区町村です。

介護保険制度の対象者

65歳以上の方(第1号被保険者)

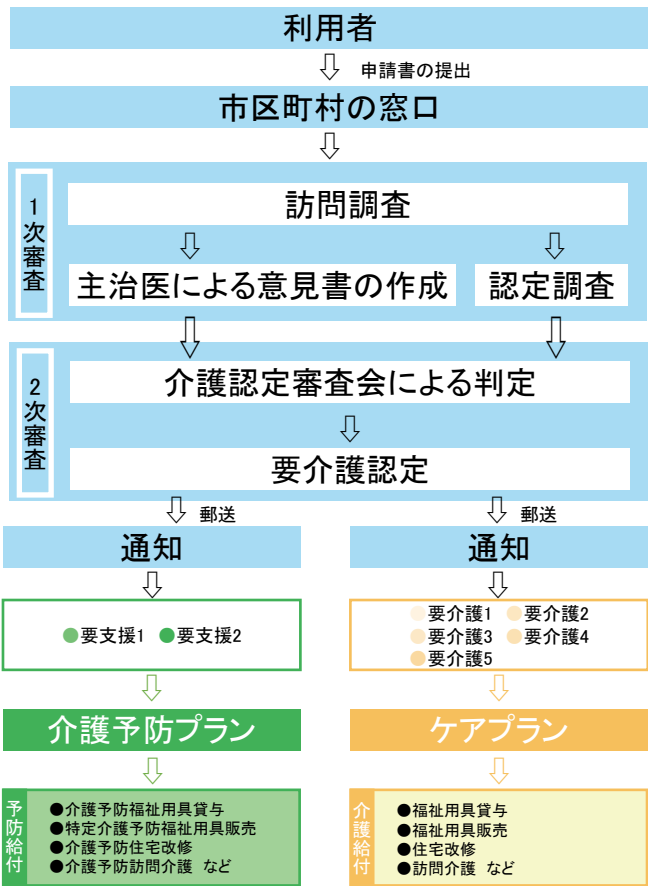
寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)や、常時介護までは必要はないが身支度など日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合にサービスが受けられます。

40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)

初老期の認知症、脳血管疾患など廊下が原因とされる以下の病気(特定疾患)により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

特定疾患	●筋萎縮性側索硬化症(ASL)	●脊髄小脳変性症	●慢性閉塞性肺疾患(COPD)
	●後縦靱帯骨化症(OPLL)	●脊柱管狭窄症	●両膝関節症又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
	●骨折を伴う骨粗鬆症	●早老症	●末期がん
	●多系統萎縮症	●閉塞性動脈硬化症(ASO)	●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
	●初老期における認知	●関節リウマチ	
	●脳血管疾患	●パーキンソン病関連疾患	

介護保険の利用手続きとサービスの内容



介護度の目安とサービス利用上限・ご利用者負担額

	ご利用者様負担額 (月額)	支給限度額 (月額)
要支援 1	5,032円	50,320円
要支援 2	10,531円	105,310円
要介護 1	16,765円	167,650円
要介護 2	19,705円	197,050円
要介護 3	27,048円	270,480円
要介護 4	30,938円	309,380円
要介護 5	36,217円	362,170円

※実際の支給限度額は、金額ではなく単位で決められており、所在地やサービスの種類によって1単位当たりの報酬額が異なります。
※表は目安として1単位当たり10円で計算しています。

※平成30年4月の介護保険法の改正により一定以上の所得がある場合は自己負担が1割ではなく2割または3割になることがあります。
詳しくは市区町村にご確認ください。